



平成 29 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社ナカヨ
代表者名 代表取締役社長 谷本 佳己
(コード番号6715 東証 第1部)
問合せ先 取締役 常務執行役員 管理統括本部長
加藤 英明
(TEL 027-253-1006)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき関東財務局に提出した平成 29 年 3 月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社の連結子会社であるナカヨ電子サービス株式会社（以下「電子サービス」という。）において社内規程違反により取引先に支払った前渡金の回収が困難になる事態が生じました。

当社は、平成 29 年 8 月 9 日に当社とは利害関係を有しない外部専門家を中心に構成される調査委員会を設置し、本件の事実関係の調査、原因究明を実施いたしました。その結果、平成 29 年 9 月 12 日の調査委員会の調査報告書等により、主に以下の事実が判明いたしました。

- ・前渡金 29 百万円に関する取引は、社内規程に則った手続きを経ていない。
- ・規程上必要とされている社内決裁を経ていない支払取引がある。

本件は、電子サービス役員の独断により、当該取引先に対し、経営上必要とされる合理的判断に基づくことなく、かつ必要な社内手続きを経ずに 29 百万円が送金されたことで、一部の内部統制が無効化されたことによるものです。早期発見と適切な対応を逸した主な原因は、役員が会社の機関である取締役としての役割、法的責任、実施すべき行為についての理解に欠けているなどコンプライアンス意識が不足していたこと、管理部門による管理体制及び親会社によるモニタリングが不十分であったこと等の全社的な内部統制の不備によるものと認識しております。

当該全社的な内部統制に関する内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。

2. 事業年度末までには是正できなかった理由

本件は当事業年度末日以降に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までには是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、重要な不備を是正するために再発防止委員会を設立し、調査委員会及び外部専門家からの助言を踏まえ、子会社役員による内部統制を無効化する行為への対応も含めた再発防止のため以下の改善策を講じてまいります。

- ・当社及びグループ会社におけるコンプライアンス教育の実施と、コンプライアンス意識の浸透
- ・当社及びグループ会社における内部統制及び管理体制の改善・強化（業務分掌及び管理体制・規程の見直し）
- ・当社による子会社業務のモニタリング強化

4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、調査委員会による調査等によって特定され、すべて連結財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以 上